

令和2年度 商工関係優良従業員表彰 被表彰者のご推薦について

本事業は、奥州商工会議所会員事業所に勤続する優良従業員の功労を称えるとともに、勤労意欲の一層の高揚をはかるため表彰を行い、地域商工業の発展に資することを目的に実施します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施しております表彰式・祝賀会の開催を見合わせることにいたしました。

表彰状・記念品につきましては、11月19日(木)・20日(金)に事業所へお届けしますので、事業所において表彰していただきますようお願いいたします。

記

- 【申請料】
- ①日本商工会議所会頭連名表彰 …………… 6,000円
(日商表彰)
 - ②岩手県商工会議所連合会会長連名表彰 …… 5,000円
(県連表彰)
 - ③奥州商工会議所会頭表彰 …………… 4,000円
(会頭表彰)
 - ④特別功労者表彰 …………… 6,000円

【申請締切】 令和2年10月15日(木)

【申込方法】 表彰推薦書に必要事項をご記入のうえ、申請料を添えてお申し込み下さい。FAXによる申請はお受けできませんので、ご了承ください。

尚、該当者が複数の場合には、申請書をコピーしてお使いください。

主催：奥州商工会議所 / 共催：奥州市

令和2年度 商工関係優良従業員表彰要綱

(奥州商工会議所優良従業員表彰規程第2条抜粋)

(1)日本商工会議所会頭連名表彰（日商表彰）

満30年以上（平成2年4月1日以前の入社）勤務したもので、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の会員事業所に勤務し、過去に県連表彰（旧特別表彰）を受けた者。

(2)岩手県商工会議所連合会会長連名表彰（県連表彰）

満20年以上（平成12年4月1日以前の入社）勤務したもので、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の会員事業所に勤務し、過去に会頭表彰（旧普通表彰）を受けた者。

(3)奥州商工会議所会頭表彰（会頭表彰）

満10年以上（平成22年4月1日以前の入社）勤務したもので、勤続年数算定基準日現在において、奥州市内の会員事業所に勤務している者。

(4)特別功労者表彰

- ①優秀な発明・発見その他の創意工夫により、生産能率の向上に顕著な功績をあげた者。
- ②事業場等の災害に際し、自己の危機を顧みず、人命を救助し、又は重要な施設、資材等を保全した者。
- ③事業所等の業務に精励、貢献し、従事する業務に関し特に功績のあったものとして衆人の模範と目される者。

(5)前各号の規定に該当するもので、勤続した事業所の名称、経営者又は勤務地の変更があった場合でも、同一事業所に勤務したものと見なして表彰することができる。

(6)勤続年数の算定については、毎年4月1日を基準日として算定する。

(7)合併以前の旧商工団体の表彰実績は継続して認めるものとする。

(8)被表彰者の決定は当所審査会の同意を得て決定し、事業主へ通知する。

お申込み・お問い合わせ

奥州商工会議所	本所	奥州市水沢東町4番地	☎24-3141
	江刺支所	奥州市江刺大通り3番14号	☎35-2514
	胆沢支所	奥州市胆沢若柳字相馬檀144番地	☎46-3131
	衣川支所	奥州市衣川古戸403番地6	☎52-3518